

# 小田原市立東富水小学校「父母と先生の会」(P・T・A) 規約

## 第一章 名称および事務所

**第一条** この会は、東富水小学校父母と先生の会（P・T・A）といい、事務所を東富水小学校内に置く。

## 第二章 目的および活動

**第二条** この会は、父母と先生とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

**第三条** この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 一、よい父母、よい先生となるよう努める。
- 二、家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
- 三、児童の生活環境をよくする。
- 四、その地域における社会教育の振興をたすける。
- 五、学校に対する公費による適正な支持を確保することに協力する。

## 第三章 方針

**第四条** この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 一、児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 二、特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 三、この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 四、学校の人事及び管理に干渉しない。

## 第四章 会員及び会費

**第五条** この会の会員は、東富水小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者および東富水小学校に勤務する教職員とする。

**第六条** 会員はすべて平等の権利・義務を有し、一世帯につき一口数の会費を負担する。但し、事情により減免することができる。

**第七条** 会費は一口を年額三千六百円とし、原則として年一回、五月に納めるものとする。また、月額は三百円とし、月に満たない分はこれを徴収しない。

2 転出の場合には、納付した会費を月額で計算し、これを返金するものとする。

## 第五章 経理

**第八条** この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

**第九条** この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

**第十条** この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

**第十一条** この会の会計年度は毎年四月一日から始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員

**第十二条** この会の役員は次のとおりである。

会長一名 副会長三名（父母・教員）、書記一名（父母・教員）、会計二名（父母・教員）

令和二年度からの組織変革期の円滑な運営の為、特例副会長を複数名置く。

2 役員は他の役員、会計監査委員または選挙管理委員を兼ねることができない。

**第十三条** 役員の選出については、細則で定める。

**第十四条** 役員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。

2 役員は引続いて、他の役員に選任されることができる。

3 役員は、次年度以降の役員および班員を辞退することができる。

4 役員に欠員を生じた場合は本会則に基づいて選出する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

**第十五条** 会長は、次の職務を行う。

- 一、総会、役員会および運営委員会を招集し、主宰する。
- 二、他の役員および校長の意見を聞いて、活動班の班長および副班長を委嘱する。
- 三、運営委員会の承認を得て、臨時活動班の班長および副班長を委嘱する。
- 四、役員・会計監査委員候補者推薦班、選挙管理委員および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができ

2 会長は、役員・会計監査委員候補者指名委員会、選挙管理委員および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができ

**第十六条** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

**第十七条** 書記は次の職務を行う。

- 一、総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 二、記録通信その他の書類を保管する。
- 三、会長に指示に従って、この会の庶務を行う。

## 第十八条

会計は次の職務を行う。

- 一、総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 二、四月総会において、会計監査委員の監査を経て決算報告をする。
- 三、この会の財産を管理する。

## 第七章 会計監査委員

**第十九条** この会の経理を監査するために三名の会計監査委員を置く。

**第二十条** 会計監査の選出については、細則で定める。

**第二十一条** 会計監査委員は中間および年度末に定期監査を行い、また必要があれば随時監査を行うことができる。

**第二十二条** 会計監査委員の任期は一年とする。

## 第八章 選挙管理委員会

**第二十三条** 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、三名の選挙管理委員を置く。

**第二十四条** 選挙管理委員は、ふれあい行事班の五年生の三名が兼務する。

**第二十五条** 選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第九章 役員・会計監査委員候補者推薦班

**第二十六条** 役員および会計監査委員の候補者を推薦するために役員・会計監査委員候補者推薦班（以下「推薦班」という）を置く。

**第二十七条** 推薦班の班員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第十章 総会

**第二十八条** 総会は全会員をもって構成し、この会の最高機関とする。

**第二十九条** 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- 1 定期総会は、四月に開催する。
- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催する。
- 3 臨時総会は、会員の現在数の五分の一以上出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。

**第三十条** 総会は、会員の現在数の五分の一以上出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。

**第三十一条** 総会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第十一章 運営委員会

**第三十二条** 運営委員会は、役員、活動班の代表班、校長および職員代表、臨時活動班のある場合には、その代表者をもって構成する。（但し、広報カメラ班、プール清掃班、運動会&学校清掃班 ふれあい行事班は除く。）

**第三十三条** 運営委員会の任務は次のとおりである。

- 一、各活動班（推薦班を除く）によって立案された事業計画を審議検討し、総合事業計画を立案する。
- 二、年度予算案をつくり、健全な財政の経営に努める。
- 三、総会に関する準備ならびに報告書を作成する。
- 四、必要ある場合には臨時活動班を設ける。

**第三十四条** 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の四分の一以上の要求があったときに開催する。

**第三十五条** 運営委員会は、委員の現在数の二分の一以上出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。

**第三十六条** 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

## 第十二章 活動班および臨時活動班

**第三十七条** この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために活動班を置く。

**第三十八条** 活動班については必要な事項は、細則で定める。

2 活動班については調査、研究をするために臨時活動班を置く。

2 臨時活動班についての必要な事項は、細則で定める。

## 第十三章 事務職員

**第三十九条** この会に事務職員を置くことができる。事務内容その他については、運営委員会において決める。

## 第十四章 細則

**第四十条** この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

2 運営委員会は、細則を制定しまたは改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第十五章 規約改正

**第四十一条** この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の開催の少なくとも七日前までに全員に知らせておかなければならない。

## 付 則

この規約は、昭和四十五年四月一日から施行する。

昭和五十年四月二十三日 一部改正

昭和五十二年十二月二十一日 一部改正

昭和六十三年四月二十七日 一部改正

平成七年三月十四日 一部改正

平成十三年三月十二日 一部改正

平成十八年三月六日 一部改正

平成二十八年三月四日 一部改正

令和二年一月二十九日 一部改正

第一章 役員、会計監査ならびに選挙管理委員の選挙および就任

- 第一条 役員、会計監査委員の選挙および就任は左のとおり行われる。
- 一、推薦班員および選挙管理委員を、活動開始前に全員に知らせる。
- 二、推薦班は、各役員ならびに会計監査委員を一月下旬までに推薦する。
- 三、選挙管理委員は各役員ならびに会計監査委員の候補者の氏名を、二月上旬までに全会員に知らせる。また、選出に関するその他いっさいの事務をとりあつかう。
- 四、右記以外の立候補の意思のある者は、二月中旬までに選挙管理委員会に届け出なければならぬ。
- 五、選挙管理委員会は、新たな立候補者がいないときは、推薦を受けた候補者が選出されたものと見なし、二月下旬までに、その旨を全会員に知らせる。
- 六、候補者の氏名は、推薦班員によってなされる場合および第四号の場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならぬ。
- 七、役員および会計監査委員は、四月一日就任する。
- 八、役員候補者推薦班および選挙管理委員会については、細則第三章に定める。

第二章 総 則

- 第二条 年間計画および収支予算の審議決定は四月の総会に行う。
- 第三条 会計監査を経た収支決算報告の承認は四月の総会で行う。
- 第四条 総会の場合はその議題を前日までに全会員に知らせなければならぬ。

第三章 推薦班および臨時活動班

- 第五条 活動班として広報紙面づくり班、広報カメラ班、校外指導班、安全見守り班、プール清掃班、プール開放班、三校合同企画&バザー班、給食試食班、運動会&学校清掃班、バザー班、ベルマーク自宅整理班、ベルマーク学校集計班、ふれあい行事班、役員候補者推薦班をおく。
- 第六条 各活動班の班員は会員の中から選出され会長がこれを委嘱する。全会員が毎年いづれかの活動班に所属する。但し、役員候補者推薦班の班員については、次年度に限り辞退することができる。
- 二、教職員中より互選により活動班ごとに一名以上(但し、役員候補者推薦班の正副班長および班員の任期は一年とする。但し引き続き再任を妨げない。
- 第七条 各活動班の正副班長および班員の任期は一年とする。但し引き続き再任を妨げない。
- 第八条 臨時活動班の班員は運営委員会の推薦に基づいて会長が委嘱しその任務を終了したとき解散する。
- 第九条 推薦班員は、役員および会計監査委員の候補者および選挙管理委員になることができない。
- 第十条 活動班の任務は次のとおりである。
- 一、広報紙面のづくり班および広報カメラ班は、会報の発行等により会の活動実態を会員に知らせ、会員の意識向上につとめる。
- 二、校外指導班は、児童の校外における生活指導につとめる。
- 三、安全見守り班は、児童の交通安全を図る。
- 四、プール清掃班およびプール開放班は、プール運営および児童の安全に配慮する。
- 五、三校合同企画&バザー班は、泉中学校および富水小学校のPTAと連携し、地域社会教育に協力する。また、バザーの運営に協力する。
- 六、給食試食会班は、学校給食の安全確保に協力する。
- 七、運動会&学校清掃班は、運動会の運営に協力する。また、学校内の美化に協力する。
- 八、バザー班は、バザー準備および運営に協力する。
- 九、ベルマーク自宅整理班およびベルマーク学校集計班は、児童および会員の福利厚生を図る。
- 十、ふれあい行事班は、会員の参加する行事を運営する。なお、五年の三名は選挙管理委員を兼務する。
- 十一、推薦班は、次年度の役員候補者および会計監査委員候補者を推薦する。
- 第十二条 活動班および臨時活動班の活動計画は、必ず運営委員会にはかなければならぬ。

第四章 慶弔規定

- 第十二条 慶弔規定は別に定める。

第五章 細則改正

- 第十三条 この細則は、運営委員会において構成員の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。但し改正案は運営委員会の少なくとも七日前に各構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は、次期の総会に報告しなければならない。

付 則

平成四年十一月九日	一部改正
平成七年三月十四日	一部改正
平成十八年三月六日	一部改正
平成二十一年三月三日	一部改正
改正前 宿山・堀之内	飯田岡 中曾根 蓮正寺一・二・三 蛍生会 狩川・霞之瀬・葭田住宅・蓮正寺住宅 蛭田駅前・蛭田中央
平成二十六年一月九日	一部改正
平成二十八年一月二十九日	一部改正
平成二十九年十一月十日	一部改正
平成三十一年二月二十一日	一部改正
令和二年一月二十九日	一部改正

東富水小学校PTAの慶弔・表彰に関する内規

会員相互の親睦と感謝の意を表すために慶弔並びに表彰関係の内規を次の通り定める。

- 1. 慶弔・見舞
  - (1) 本会の会員が死亡したときは、香料として金一万円を贈り、役員の代表・学校代表が弔問する。
  - (2) 本校職員(調理員・用務員を含む)が死亡したときは、香料として金一万円を贈り、役員が弔問する。
  - (3) 本校児童が死亡したときは、香料として金一万円を贈り、役員の代表・学校代表(児童を含む)が弔問する。
  - (4) 本校職員(PTA会員のみ)の配偶者・両親(同居者)・子が死亡したときは、香料として金五千円を贈り役員の代表が弔問する。
  - (5) PTA歴代会長が死亡したときは、香料として金五千円を贈り役員の代表・学校代表が弔問する。
  - (6) 本校職員(PTA会員のみ)が、疾病又は傷害により長期(三十日以上)休養した場合は、見舞として金五千円を贈り、役員の代表が弔問する。
  - (7) 本会の会員が不慮の災害を被った場合の見舞は、その都度協議して決める。
  - (8) 特別に考慮を要する事項が生じたときは、その都度協議して決める。
- 2. 表彰
  - (1) 本会において、表彰することが適当と認められるときは、その都度協議して決める。
- 3. その他
  - (1) この内規の適用を受けたための返礼は、一切辞退するものとする。
  - (2) 本部役員には、毎年度末に三千円の謝礼を贈る。
- 4. 付 記
  - (1) この内規は、昭和四十五年十月九日から適用する。
  - (2) この内規は、昭和五十二年十月十六日 一部改正。
  - (3) この内規は、昭和五十四年七月七日 一部改正。
  - (4) この内規は、平成元年四月一日 一部改正。
  - (5) この内規は、平成三年五月九日 一部改正。
  - (6) この内規は、平成七年三月十四日 一部改正。
  - (7) この内規は、平成十一年十一月八日 一部改正。
  - (8) この内規は、平成十二年六月三日 一部改正。
  - (9) この内規は、平成二十六年一月九日 一部改正。
  - (10) この内規は、令和二年一月二十九日 一部改正。
  - (11) この内規は、令和三年十月二十一日 一部改正。